

がん患者補装具購入費助成事業

がん患者の方へ

ウィッグ・胸部補装具の 購入費用を助成します

八幡市ではがん患者の方の就労や社会参加の促進、療養生活の質の向上を図るため、治療に伴う外見の変化を補うためのウィッグや胸部補装具等の購入費用への助成を行います。



ウィッグ等



上限 **3 万円**

人工乳房／乳頭等

上限 **3 万円**

補整下着等



上限 **1 万円**

補助金交付の流れ

補装具の購入

補装具を購入し、領収書を受け取り保存しておいて下さい。

補助金の申請

申請書類を揃えて健康推進課に提出して下さい（郵送可）

交付決定/補助金の支払

申請内容を審査し、交付決定の後、通知書の送付と指定口座へ補助金の振込をします。

問合せ先

八幡市役所 健康推進課（2F 27番窓口）

〒614-8501 八幡市八幡園内75 TEL:075-983-1117



がん患者 補装具購入費助成事業

●対象者 -以下の全てを満たす人-

- ①申請日時時点で、引き続き6か月以上八幡市に住民登録がある人
- ②がんと診断され、その治療を受けた、または受けている人
- ③がん治療に伴う脱毛がある人、または乳房切除手術を受けた人
- ④対象となる補装具について、過去または他の助成を受けていない人



●対象補装具（上限助成金額）

ウィッグ等（^{上限}3万円）

ウィッグ、皮膚を保護するネット、医療用帽子、毛付き帽子、その他の帽子

人工乳房等（^{上限}3万円）

人工乳房・人工乳頭は肌に直接接着して使用するもの（乳房再建術は除く）

補整下着等（^{上限}1万円）

乳房補整下着は、一緒に使用するパッドも含みます

- ・各区分1人1回ずつ申請することができます
- ・補助金額は購入に要した費用と上限金額のいずれか低い額（100円未満は切り捨て）です
- ・上限金額内であれば個数は問いません
- ・購入後、1年以内の補装具

●申請書類 -必要書類を健康推進課へ提出してください（郵送可）-

- ①八幡市がん患者補装具購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②がん治療に伴う脱毛や乳房の変形を証明できる書類（がん治療に関する説明書や診断書など）
 - ※複数書類の組み合わせ可
 - ※診断日及び治療日は1年以上前でも可
- ③購入した補装具の領収書の原本（購入者、購入日、購入金額、購入品がわかるもの）

●Q&A

Q.対象者は女性に限りますか？

A.対象者の性別、年齢は問いません。ただし、未成年の場合は保護者を申請者として下さい

Q.がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか？

A.治療を受けた時期は問いません。治療に伴う外見の変化があり、1年以内に購入した補装具であれば対象とします。

Q.ウィッグで助成を受けました。その後人工乳房で助成を受けられますか？

A.①ウィッグ等、②人工乳房等、③補整下着等、それぞれ1回申請が可能です



問合せ先

八幡市役所 健康推進課（2F 27番窓口）

〒614-8501 八幡市八幡園内75 TEL:075-983-1117